

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 6 年 9 月 4 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第6 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第7 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第8 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第9 報告第7号 令和5年度四万十町一般会計継続費精算報告について
- 第10 報告第8号 健全化判断比率の報告について
- 第11 報告第9号 資金不足比率の報告について
- 第12 同意第25号 農業委員会委員の任命について
- 第13 議案第60号 四万十町税条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第61号 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第62号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 第16 議案第63号 令和6年度四万十町一般会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第64号 令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第65号 令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第66号 令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第67号 令和6年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第68号 令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第69号 令和6年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第70号 令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第

1号)

第24 議案第71号 令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算
(第1号)

第25 議案第72号 令和6年度四万十町水道事業会計補正予算(第1号)

第26 議案第73号 令和6年度四万十町下水道事業会計補正予算(第1号)

第27 議案第74号 令和5年度四万十町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第28 認定第1号 令和5年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について

第29 請願・陳情

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第29まで

~~~~~

出席議員(16名)

1番	水間 淳一 君	2番	橋本 章央 君
3番	中野 正延 君	4番	林 健三 君
5番	堀本 伸一 君	6番	山本 大輔 君
7番	武田 秀義 君	8番	村井 眞菜 君
9番	緒方 正綱 君	10番	中屋 康 君
11番	田邊 哲夫 君	12番	伴ノ内 珠喜 君
13番	佐竹 将典 君	14番	古谷 幹夫 君
15番	下元 真之 君	16番	味元 和義 君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町 長	中尾 博憲 君	副 町 長	森 武士 君
会計管理者	細川 理香 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池上 康一 君
危機管理課長	味元 伸二郎 君	企画課長	川上 武史 君
農林水産課長	佐竹 雅人 君	にぎわい創出課長	小笹 義博 君
税務課長	西岡 健二 君	町民課長	小嶋 二夫 君

建設課長	下元敏博君	健康福祉課長	国澤豪人君
高齢者支援課長	三本明子君	環境水道課長	戸田太郎君
教 育 長	山脇光章君	教 育 次 長	浜田章克君
生涯学習課長	今西浩一君	学校教育課長	長森伸一君
農業委員会事務局長	清藤真希君	農業委員会会長	太田祥一君
代表監査委員	田邊幹男君	総務課財政班長	片岡丈明君
大正・十和診療所事務長	吉川耕司君	特別養護老人ホーム事務長	三宮佳子君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北村耕助君	町民生活課長	林和利君
-----------	-------	--------	------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富田 努君	町民生活課長	畦地永生君
-----------	-------	--------	-------

~~~~~

事務局職員出席者

|       |        |     |       |
|-------|--------|-----|-------|
| 事務局 長 | 岡 英祐君  | 次 長 | 正岡静江君 |
| 書 記   | 小野川 哲君 |     |       |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（味元和義君） おはようございます。

ただいまより令和 6 年第 3 回四万十町議会定例会を開会します。

会議の前に、農業委員会会長太田祥一君から、9 月 1 日の農業委員会臨時総会において新たに会長に選任されたので、ご挨拶を申し上げたいとの申出がっておりますので、これを許可します。

農業委員会会長太田祥一君。

○農業委員会会長（太田祥一君） 貴重なお時間をお借りしまして、今回会長に就任しましたので、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

9 月 1 日の農業委員会の臨時総会において 2 期目の農業委員会会長を仰せつかることになりました太田祥一です。よろしくお願い申し上げます。

日頃より皆様方には農業委員会活動にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。6 月定例会で承認をいただきました 19 名の農業委員のメンバーの中で議会後に急にお亡くなり欠員になりましたので、今回の議案の中に 1 名の農業委員の候補が出ておりますので、同意、承認をよろしくお願い申し上げます。

今回承認をいただきましたら、農業委員 19 名、また 9 月 1 日の臨時農業委員会総会の中で農地利用最適化推進委員 20 名が承認されましたので、農業委員 19 名、推進委員 20 名の体制で今期、頑張ってまいります。6 名の方が新しく出てきております。また、推進委員の中で 3 名、合計 9 名の方が新しく出ておりますので、また活発な動きができるんじゃないかと思っております。全体の委員を見ましても本当にベテランの方から、まだ若い方、女性の方、いろいろたくさんの方がそろっております。それぞれが地域で活躍している方、また、いろんな部門で活躍している方がそろっておりますので、期待できるメンバーになっていると思っております。

それと、今回、承認いただきましたら女性委員が 7 名となります。7 名というのは、県下で農業委員会の中で女性委員の数がトップの数となります。四万十町の女性農業委員の方は本当に勉強熱心でほがらかで全体の雰囲気を明るくしていただけるようなすばらしいメンバーです。高知県でも女性委員の活動でリーダー的な活動ができるような形になるんじゃないかと期待をしております。

そういった形で頑張ってまいりたいと思っております。これからも農業委員会活動にはご理解、ご協力、ご鞭撻をお願いを申し上げまして、就任に当たりましてのご挨拶と代え

させていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） これで農業委員会会長太田祥一君の挨拶を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により 6 番山本大輔君及び14番古谷幹夫君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第２、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の９月２日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長水間淳一君。

○議会運営委員長（水間淳一君） おはようございます。議会運営委員会より会期日程について協議の結果をご報告いたします。

第３回定例会会期は本日９月４日から９月13日までの10日間とすることに決定いたしました。なお、一般質問は７日目、９月10日に４名、11日に４名、12日に２名の計10名となっております。

また、最終日13日の令和５年度四万十町各会計歳入歳出決算の審査については、決算特別委員会の設置を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日９月４日から９月13日までの10日間であります。

お諮りします。

令和６年第３回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和６年第３回定例会の会期は本日から９月13日までの10日間とすることに決定いたしました。

会期中の会議予定等はお手元に配付のとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（味元和義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の報告があっております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和5年度における四万十町教育委員会の権限に属する事務、教育長に委任された事務、その他教育長の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検、評価の報告があっております。事務局に保管してますので、適宜、閲覧願います。

地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の5の規定により、公益財団法人四万十公社及び株式会社あぐり窪川の経営状況について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。ご了承願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣について、その結果を報告します。議長を含め議員が出席しました行事等の件については、お手元に配付してあるとおりとなっておりますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査等に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出があっております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長武田秀義君。

○総務常任委員長（武田秀義君） おはようございます。総務常任委員会の活動報告をいたします。

令和3年度に開設された家地川集落活動センターけやきと、2階部分の町営簡易宿泊施設を含めた活動状況について、運営主体である四万十オルモ組合の代表者と所管する企画課と7月31日に最近の活動内容など、意見交換を行いました。

同センターは令和3年7月に開所し、運営を開始して3年目を迎えております。また、オルモ組合に委託されておりますが、同じくスタートした2階部分の町営宿泊施設も同様に3年目を迎えております。新型コロナウイルス感染症禍のスタートとなり、運営には苦労されたようですが、最終年度ということで、代表者から活動計画と収支計画の説明を受け、企画課からは宿泊施設の状況と今後について説明をしていただきました。

宿泊施設については、年間利用者数は令和3年が165人、令和4年が423人、令和5年が

680人と、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、顕著に利用者が増加しております。

1階の集落活動センターにおいては、お弁当の販売やモーニングサービスなど順調に伸びを見せているものの、高齢化による人材不足や活動資金の不足など、諸課題が多くあるように見受けられました。

今後は宿泊施設も含め、地域での一体的な管理運営として、令和7年3月から指定管理に移行される運びとなっていることから、今後も活動を注視することとしました。

また、これまで取り組んできた災害時、議会としての業務継続計画を定める議会BCPの策定は、以前に研修した幸田町の資料を参考にしつつ、四万十町議会改革BCP素案として作成し、読み合わせも行い、次回にはさらに詰めていくこととしました。

以上、報告いたします。

○議長（味元和義君） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長林健三君。

○教育民生常任委員長（林健三君） 教育民生常任委員会の6月定例会以降の活動について報告いたします。

6月6日、請願及び意見書の精査を行いました。請願については継続審査となっております。

続いて、小学校訪問について。5月27日に窪川小学校と東又小学校、6月26日に十川小学校と昭和小学校、7月3日に七里小学校と米奥小学校、7月8日に仁井田小学校と影野小学校、7月11日に川口小学校、7月18日に田野々小学校と北ノ川小学校を訪問し、11校全ての小学校を訪問しました。

訪問の際には授業参観と学校長との意見交換を行い、学校現場の様々な課題について聞き取りを行いました。六つの小学校で委員全員が給食も取り、中にはご飯の申告制を行っている学校もありました。残食は一切ありませんでした。

続いて、8月9日、継続審査としていた請願の精査と所管事務調査として、スクールガードリーダーについて教育委員会より説明を受けました。また、小学校訪問で聞き取った課題整理を行いました。小学校訪問で聞き取った課題については、教育委員会や関係部署と協議していくことにしています。あしたの9月5日を予定しております。

以上が、6月定例会以降の活動内容になります。今後も所管分野について調査研究を続

けたいと思いますので、委員全員が全身全霊をもってやるつもりをしておりますので、あと残り少ない、3か月ぐらいになりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、教育民生常任委員会の報告でした。

○議長（味元和義君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長古谷幹夫君。

○産業建設常任委員長（古谷幹夫君） それでは、6月以降の産業建設常任委員会の活動報告をいたします。

6月定例会時には、視察研修先の検討をしました。7月の常任委員会では道の駅あぐり窪川の現状と課題をテーマに開催しまして、先ほど議長からも紹介されましたが、第26期定時株主総会資料を中心に協議しております。

その中で特に何点か確認をしておる事項がありますので、紹介させていただきます。

まず、全体の純売上高は44億5,200万円余りと前年対比で103.2%となっておりますが、計画対比で見ますと89.9%となっていることを確認しております。

二点目として、全体の営業損益はマイナス2,900万円余りで、指定管理料、補助金等の営業外収入等を勘案してもマイナス427万3,000円余りと、前年度以上に厳しい決算状況となっていることを確認しました。

三点目としては、道の駅事業部門では来場者数は25万6,063人と前年より5,980人の増加があるものの、主力である第1加工課、豚まん等の純売上高が2021年、令和3年度以降、減少傾向となっており、また、レストラン部門も厳しい状況となっている現状を確認しております。

四点目として、ここも課題があるわけですが、温泉部門は2023年度、宿泊者数8,287人、前年比567人の増、入浴者数は2万6,290人、前年比349人増となっており、宿泊部門では純売上高が6,600万円余りと前年対比111.5%、計画対比で106.6%と計画以上の数字を上げておりますけれども、経常損益では2,700万円余りを計上しております。

ただ、温泉課を見ても、純売上高で1,654万円余りと前年比とほぼ同額ですが、計画対比においては93.9%と、営業損益でマイナス1,088万2,890円となっておりまして、温泉部門は指定管理料が支出され、1,500万円を計上した上でマイナス264万6,942円の経常損益となっております。

また、レストランの運営者は見つからないと報告を受けております。

五点目として、ここ2年連続で最低賃金の大幅な上昇という外的な条件といいますか、あったこともあって、人件費関連経費で冬季賞与一部カットという対応も余儀なくされておるわけですが、そのことが職員への意欲低下の影響が心配されるのではないかと把握しました。

また、所管課の総括的なものも踏まえてですけれども、当面する課題としては四点ほど確認しておりまして、一番は収支の赤字経営対策、これは職員全体になろうかと思えますけれども、売上げ向上意欲の高揚、施設利用方法の見直し、改善等も必要であるという現状認識。そして今、経営アドバイザーを活用した細かい中期経営計画の実践に取り組んでおるということですが、これの成果を産業建設常任委員会としても追跡して、追加確認をしていきたいと思っております。

この検討会の中で委員から出された主立った意見等、幾つか紹介して報告に代えたいと思えますけれども。先ほどもちょっと触れましたが、冬季賞与の一部カットは経営上やむを得ない選択ということは一定理解できますけれども、やはりマイナス面での職員の意欲低下という負のスパイラルに行く危険性も考慮しておく必要があるという点。そして、何よりもこの状況、過去ここ数年の状況を見ましても、役職員が一丸となった経営努力による改善が急がれるのではないかと。また、道の駅全体として動線が好ましくない面もあるのではないかとということで、根本的な見直しも必要ではないかという意見も出ております。

そして、何よりも現場のやる気をどう引き出すかが喫緊の課題であり、これはマネジメントを担う社長であり、現場の専務であり、所管課のさらなる対応、努力を求めるものであります。それと、そういった取組をすることで職員のモチベーションを上げていくこと。言うはやすしではありますが、置かれている状況を見たときには、ここにしっかり軸足を置いた取組が必要ではないかという意見も出ております。

そして、運営管理体制の抜本的な見直しが必要な時期に来ておるのではないかという根本的な指摘も出させていただいております。特に今回、新型コロナウイルス感染症禍という外的な条件はありましたけれども、去年、令和5年度で見ますと、十和の道の駅、大正の道の駅も以前より成績が上がっておる実績もありますので、そういったことを勘案したときに、あぐり窪川の取組というのは今まで以上にさらに厳しい総括もしていただき、進んでいく必要があると非常に危惧をしております。

特に指定管理料の恒常的な支出、施設利用料免除の常態化、こういったことの事態を招かないためにも、先ほど委員から出された意見等も真剣に捉えていただいて、町執行部、

所管課、さらに現場の一体となった危機意識を持った取組を切に望んでおるものです。

8月の委員会では6月に実施しました東又地域の聞き取り調査の精査をしております。

くどくなりましたけれども、産業建設常任委員会の活動報告とさせていただきます。

○議長（味元和義君） これで常任委員会の所管事務調査等に関する報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めまして、おはようございます。行政報告を申し上げたいと思います。

本日、議員の皆様のご出席を賜りまして、令和6年第3回町議会定例会が開催されますこと、厚く御礼を申し上げます。開会に当たりまして、先の6月定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、ご報告を申し上げます。

初めに南海トラフ地震臨時情報発表への対応についてご報告いたします。

本年8月8日、16時43分頃、日向灘を震源とするマグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が発生し、高知県にも津波注意報が発表され、本町でも海岸付近にいる方への避難指示を発令し、警戒を行いましたが、特に目立った海面変動もなく、安心したところです。

しかしながら、今回の地震を受けまして、気象庁より、南海トラフ地震の想定震源域では新たな大規模地震発生の可能性が平常値と比べ、相対的に高まっているとし、同日19時15分に臨時情報の制度運用以降初めてとなる南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

本町でも気象庁の発表を受けまして、同日より準備配備の体制を取り、終日警戒に当たってまいりました。また、住民の皆様には日頃の地震への備えの再確認を行っていただくよう周知を行うとともに、町内5か所に自主避難を希望する方のための避難所を開設するなど、対応を行ってまいりました。

その後、南海トラフ巨大地震につながる大きな地震活動もなく、政府より8月15日の17時をもって、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表に伴う特別な注意の呼び掛けを終了する旨の発表がされ、町では避難所を閉鎖し、準備配備を解散したところです。

しかしながら、8月8日の日向灘地震以降も神奈川県西部、茨城県北部と震度5を記録

する地震が全国で多発しており、町では引き続き巨大地震への警戒に努めてまいります。

住民の皆様には家具の固定や住宅の耐震化など、日頃から地震への備えの再確認を行っていただき、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常生活を行っていただきたいと思います。

続きまして、台風10号に対する防災対応と被害状況についてご報告いたします。

台風10号は当初、近畿、東海地方に向かうと予想されておりましたが、その後、進路予想もだんだんと西側になり、8月29日に過去の台風と比較しても最大級の勢力で九州に上陸しました。さらに迷走しながらゆっくりとした速度に進んだため、台風本体や台風周辺の発達した雨雲の影響で、28日以降9月2日までの長期にかけ、広い範囲で大雨となる予報が気象庁から発出されました。

こういった要因から、町では28日時点で早めに災害対策本部を立ち上げ、高齢者等避難の発令を決め、町内10か所に避難所を開設し、周知を行うとともに警戒に当たってきたところです。

29日には四万十川の河川水位の急激な上昇も考えられることから、国土交通省中村河川国道事務所に支援要請を行い、四万十川と吉見川の合流地点に排水ポンプ車を配備していただき、町の排水ポンプ車と合わせて排水活動の準備をしました。しかし、その後、大井野観測所の河川水位の上昇も収まり、排水ポンプ車の使用に至らず、最悪の事態を回避することができました。

30日には発令されていた警報が全て解除され、今後の被害の可能性が弱まったため、最大時には20の方が避難されていた避難所を閉鎖し、同日に災害対策本部を解散し、今回の台風の対応を終了したところです。

町内の被害状況については、倒木や一部の地域では停電が発生しておりましたが、既に復旧しているところです。また、十和地域においては、河内地区で町道のり面部分の土砂崩れや、浦越沈下橋の床板が落下するなどの被害が発生しております。これらの被害への対応は現在、調査も含め担当課において進めているところです。

このほかには、本日現在において、公共土木施設災害については河川で4件、道路で5件、また、農地農業用施設災害については10件が確認されておりまして、災害査定に向けて準備に取りかかっているところです。

今回の台風では甚大な被害はありませんでしたが、これから台風シーズンに入ることからも気象情報には注視し、万全の体制と早めの対応を行っていきたいと考えております。

続きまして、JR予土線についてご報告を申し上げます。

愛媛県宇和島市から四万十町までを結ぶJR予土線は昭和49年に全線開通し、今年で50周年を迎えました。本線は四国内の循環鉄道を形成する重要な路線であるとともに、町内においても生活路線として、特に朝夕の通学に多く利用されているところです。

しかし、人口減少や過疎高齢化などの影響から予土線を取り巻く状況は年々厳しくなっておりまして、100円の収入を得るためのコストを表す営業係数においても四国内で最も採算が悪い赤字路線とされておるところです。

全国的に赤字ローカル鉄道の存廃議論が深まる中、国は地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を定め、ローカル鉄道において地域関係者や鉄道利用者にとって最適な形の交通手段を維持、確保するための議論を促進するよう新たに再構築協議会制度を設置いたしました。

これを受けまして、それぞれの県で組織していた高知、愛媛両県の予土線利用促進対策協議会は予土線の存続を最重要目標とし、さらなる利用促進に沿線自治体一丸となって取り組むよう、昨年10月に合併、一本化し、国に対し、国鉄改革の検証や全国的な鉄道ネットワークの在り方について国の責任で議論することを求め、両県知事及び沿線市町首長の連名で要望書を提出するなど、予土線の存続に向けて、これまで以上に活発に取り組んでまいります。

今年度は特に全線開通50周年であることから、11月に予土線をテーマとしたシンポジウムイベントの開催を予定しておるところです。当町においてもJR四国、沿線市町と連携して、イベント開催や情報発信など、これまで以上に利用促進に取り組み、今後も住民の足である予土線の維持、存続に努めてまいります。

続きまして、適正配置計画に基づく来年度以降の小学校の統合について、進捗状況等を報告いたします。

令和7年4月の統合に向けて準備を進めております昭和小学校と十川小学校については、両校の事前交流や調整、協議等を行っているところです。また、地域から要望がありました小学校、中学校の校名変更も併せて行うこととしておりまして、地域や保護者の代表の方との協議により、新たな校名をそれぞれ十和小学校、十和中学校にすることを確認し、6月に地域への広報、周知を行ったところです。

校名変更の条例改正については、12月定例会に上程予定とし、現在は校歌、校章の作成に取り組んでおるところです。今後は、校歌、校章の決定、統合後の環境変化への対応や

教育環境の充実に向けまして、さらに協議を進めることとしております。

次に、川口小学校については、保育所及び小学校の保護者によって実施されましたアンケートにおいて、統合に前向きな意見が多かったことから令和8年4月に窪川小学校へ統合することが確認され、同意が得られました。

これを受けまして、地域への周知や説明会を実施し、統合、閉校への協力をお願いし、現在は両校において交流活動を行っております。今後は交流活動のほか、スムーズな統合に向けた調整を始め、安全な通学方法や放課後の居場所など必要な協議を進めていく予定としております。保護者をはじめ地域の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。

今後も適正配置計画に基づく小学校の統合については、子どもたちのより良い教育環境の充実を目指すとともに、地域と共にある小学校の特質を踏まえながら、保護者の同意、地域の理解を得られるよう丁寧に進めてまいりたいと考えております。

以上、行政報告といたします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、報告第3号及び日程第6、報告第4号を一括報告、日程第7、報告第5号から日程第9、報告第7号までの報告後、日程第10、報告第8号及び日程第11、報告第9号を一括報告、次に、日程第12、同意第25号について審議・採決を行います。日程第13、議案第60号から日程第27、議案第74号までの15議案及び日程第28、認定第1号については提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。最後に日程第29、請願・陳情を所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第5、報告第3号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、日程第6、報告第4号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、以上、報告第3号及び報告第4号の2議案を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第3号並びに報告第4号の専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件は公用車の交通事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第

180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定に基づき専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告するものです。

事故の概要としましては、令和6年3月25日の午後1時15分頃、教育委員会が管理する29人乗りマイクロバスが高知市中秦泉寺の四国横断自動車道下り、118.3キロポスト付近を走行中に、落下物により急停車した先行車に追突し、当該車両を損傷させ、及び運転手を負傷させたものです。

まず、報告第3号については物損事故に係るものでして、令和6年5月31日に車両修理費用として32万6,326円の損害賠償金を支払う旨の示談が所有者と成立し、専決処分を行っております。

次に、報告第4号については人身事故に係るものでして、令和6年6月26日に治療関係費等として3万4,174円の損害賠償金を支払う旨の示談が相手方車両の運転者と成立し、専決処分を行っております。

以上の専決処分2件の報告ですが、改めて、相手車両、また運転者に対してお見舞いとおわびを申し上げたいと思いますし、本当に貴重な公有財産を損傷させたことを私から改めておわびをし、今後、安全運転の周知徹底に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） それでは、簡単に質問してみたいと思いますが、今、町長から報告3、4号を伴う専決処分の報告がありました。

概要については、今、町長からも報告があり、また、議員には説明資料もあって、写真付きの事故車両も見たわけですが、単純に疑問に思うのはまず、29人乗りの教育委員会が管理するマイクロバスということは普通、三、四人で行ったわけではないと思いますね。当然それなりの搭乗者がおられて、事故を起こしたとしかこの内容では推測できませんが、現実として運転手以外の乗客の人数を報告願いたいし、乗っておられた同乗者は当然、シートベルトをやっていたので事故によるけがはなかったと思うわけですが、そういったことは一切報告書にはありませんので、現実の状況について答弁を願いたいことと。普通こういう29人乗りのバスは大型免許を所持された方が運転したと思うわけですが、当然、教育委員会の管理するマイクロバスには日常的に専属の運転手が運転している

わけですが、この25日は学校も休みの期間でありますし、専属の運転手が運転していた事故なのかどうなのか、その点と。併せて、それなりの損害賠償額が提示されました。町の過失割合が10割ということは全額の損害賠償になるわけですが、普通、一般的に報道等を見るに、現実として10：0というのは動く車同士の場合では珍しいかなと思うわけですね。10割、全額を町が見ないかんのは珍しいと私は思うわけですが、これは当然、保険に入っておられるので保険会社が認めたと思うわけですが、10割というのはよほどの過失があったことだろうと思うわけですが。

それと、相手の運転手も若干のけがをされて、3万4,000円余りの治療費を補償せねらんわけですが、相手方運転手のけがの状況について答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長今西浩一君。

○生涯学習課長（今西浩一君） まず、今回の事故の全体の行程を説明します。事故を起こしたのは3月25日となっておりますけども、3月23日から3月25日まで本町が友好交流協定を結んでおります韓国の高敞郡から、郡守をはじめとするご一行様が四万十町を訪れておりました。その対応の最後に高松空港にお送りした後の帰りの事故となります。

バスには郡守のほか全体で8名ほどが乗車しておったと報告を受けております。ただ、高松空港にお送りした帰りですので、運転手が1人で運転して帰ってきておる状況で今回の事故が起きたということです。

今回のバスは教育委員会の所有で、通常は教育委員会の事業で使うことがメインの車両でして、専属の運転手を構えておるところですけれども、バスが空いている場合は町の行事等で使用することもできるものとして運用しております。今回は高敞郡の関係ですので、企画課から公用車の使用申請があり、当該車両には職員の運転で使いたいという旨の申出がありましたので、今回は専属の運転手ではなく、職員による運転ということで許可をしたものです。

二点目の過失割合の10割ですが、今回の事故は先行車が2台おりまして、詳しい状況で言いますと、2台前を走っている車がシート状の落下物に気づいて急停止して、その後ろを走っていた車も急停止をした。その後ろを走っていたマイクロバスが停止し切れずに追突したというものです。状況としては停止しておる車両への追突ですので、通常の追突事故では10：0が基本になりますので、町側の過失が10割であるということです。

それから、けがの状況です。先ほども申しましたとおり、バスには運転手しか乗ってお

りませんでした。バスの運転手にはけがはありません。事故が起こった後すぐに、警察に一報を入れて警察の立会いの下、相手方運転手の状況等も確認した結果、相手方の運転手にも異常等は見られませんが、大丈夫ですということだったんですけれども、念のために検査を受けてもらうということで、病院に1日通院していただきましたので、通院費用といったものの損害賠償が、この3万円強の金額となっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 大体課長からの答弁で内容は分かりました。要するに送って、帰りであったので運転手だけだという点は初めて分かりました。

それと一つは、韓国から来られて、帰る日程も分かっていたのではないかなと。企画課から、運転手は構えるから貸してほしいという申請があったという答弁ですが、29人乗りのバス、職員の方がどれだけ免許を持っているか知りませんが、普通は行き帰りのドライバーは確保しての公用車の使用ではないかなと、それが普通ではないかなと思います。その点、町が十分頭に入っていなかったのではないかなと思うわけですが、なぜ専属の運転手を構えなかったのか。それが事故につながった要素もあるのではないかなと思うわけですね。

併せて10：0という関係ですが、今の説明ではマイクロバスの前に1台乗用車があり、その前の車が急ブレーキを踏んだがためにマイクロバスの前の車もブレーキを踏んだ。けど、その前の車には当たっていない。マイクロバスはブレーキが十分でなかったがために前の車に当たったという状況ですね。

皆さんも運転される方、特に今回はトンネルの中ですね。普通、日中であればトンネルの中でブレーキを前の車が踏みやあ、後ろの車もやはりブレーキを踏みながら走行するわけですね。高速道路ですので、恐らく平均時速が70kmですか。ならば、単純計算すると車は70kmで行くと1秒間に20mぐらい走るわけですね。1秒間大体20mで走っているわけです。3秒後ろで行くとなれば60mの車間距離が普通あるわけです。前の車はその前の車には追突していないということは、うちのマイクロバスが何らかのブレーキの不具合なのか。ましてや、たまたま乗られた職員の方が不慣れのために、ブレーキの利き具合も十分承知のない中で事故になったのではないかなと私は推測するわけです。

今更、起こった事故をどうこう言いませんけれども、やはり、大型のバス等の運行については専属のドライバーを用意しての運行にすべきではないかと私は思うわけですが。職

員に、たまたま乗ってくれということだったのか分かりませんが、プロではありませんので、やはり町がある程度、職員を責めるよりも町の責任が多いと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） そしたら、私から職員がマイクロバスを運転する至った経過について、説明をしたいと思います。

生涯学習課長からお話がありましたように、ちょうど3月24日が桜マラソンの日で、年明けから高敞郡から四万十町を訪問したいというお話がありました。当然、移動するにマイクロバスを確保しなければなりませんけども、桜マラソンで町内のマイクロバスとドライバーが全て押さえられておりまして、結果的に大型免許を持った職員が運転をしたということで、職員の善意に私どもも甘えたと感じております。

事故の状況については当然80kmの制限速度は保ってございましたし、一定の車間距離も取っていたということです。こちらについてはドライブレコーダーも確認していますので、言わば、十分な注意を払った上で不可抗力の事故であったと認識しているところです。

ただ、議員からご指摘のように町外、特に高速道路を使用する場合には今回の事故を教訓としまして、専門のドライバーを雇うことをきちっと位置付けをしていきたいと思えますし、確認点検もしてまいりたいと考えております。

重ね重ね一番不幸なのは、やはり職員が精神的な負担を長い期間被ったということで、執行部としても大変責任を感じているところです。町外のマイクロバスの運転については今後、しっかりと専門のドライバー、町専属の運転手を雇用し、お願いをすることをお約束したいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

9 番緒方正綱君。

○9 番（緒方正綱君） 今の報告3号、4号ですが、最終的には高速道路を走行中、停車している車両に追突したことは理解しますが、起因となった落下物ですわね。高速道路、一般道路と過失の割合は多分違うと思いますが、落下物の落とし主の過失は問われなかったのかどうか、その点、お伺いします。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） お答えしますが、事故そのものについては現場検証等を終了しているところですが、直接的な部分については私ども

も情報把握をしておりますけれども、起因となった落下物までは十分に把握できておりません。こちらから聞くこともしておりませんし、原因となったとしか分からないということでご了解いただければと思います。

○議長（味元和義君） 9番緒方正綱君。

○9番（緒方正綱君） そこら辺はちょっとぬるかったというか、甘かったんじゃないかなと。やはり、どうして事故に至ったか、そういうところ。車間距離も実際には取っていなかったのかも分からんし、反応が遅かったのかも分からんですけど、最終的には停車している車に追突したことだけを見れば、確かに過失割合は10割ですわね。だけど、通常考えて、やはり落下物が落ちていたという、この落下物の持ち主が分からない、調べもしなかったというのはちょっと落ち度があるんじゃないですか。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 先ほどもお答えしましたけれども、現場検証等を終了しておりまして、落下物の由来について町で調べるようなことにはならないと考えております。落下物の由来を踏まえて10：0というような過失割合になったということですので、細かくは警察に聞くしかないと思いますけれども、その必要は特に今回の場合はないと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 9番緒方正綱君。

○9番（緒方正綱君） 保険会社でも、そういう話は出てこなかったということですかね。最後に確認だけ。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 保険会社からもそのような話はありません。直接的な部分について、過失割合というのを警察等の現場検証等を踏まえて行われるものと承知をしておりますけれども。もし、落下物が何かしら問題があるものであれば過失割合等も変わってくることになると思いますし、それだったら現場検証した警察等からこちらにも連絡はあり、保険会社にも連絡はあると認識しております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第7、報告第5号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第5号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件は町道で発生しました自動車物損事故の損害について、国家賠償法第2条第1項に基づく損害賠償の額を定めたものです。

事故の概要としましては、令和6年6月6日の午前7時15分頃、町道広瀬線において、車検時の代車を使用していた運転者が走行中に落石に遭い、自動車のフロントガラスを損傷させたもので、令和6年6月28日にその修理費用として9万4,750円の損害賠償金を支払う旨の示談が所有者と成立し、地方自治法第180条第1項の1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定に基づき専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げるものです。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第8、報告第6号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第6号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件は町営住宅北ノ川第2団地で発生しました自動車の損害について、国家賠償法第2条第1項に基づく損害賠償の額を定めたものです。

事故の概要としましては、令和6年5月6日に、町営住宅北ノ川第2団地において、山ののり面が一部崩壊し、落石等により駐車していた自動車に損害を与えたもので、令和6年7月8日にその修理費用として34万4,608円の賠償金を支払う旨の示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから10時45まで休憩をします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（味元和義君） 日程第9、報告第7号令和5年度四万十町一般会計継続費精算報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第7号令和5年度四万十町一般会計継続費精算報告について、ご説明を申し上げます。

本報告については、令和3年度から令和5年度までの3か年を設定期間としまして令和3年度に設定し、令和4年度及び令和5年度に補正を行いました文化的施設整備事業に係る継続費について、令和5年度をもって継続年度が終了しましたので、地方自治法第施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものです。

継続費の年割は令和3年度が1億1,234万円、令和4年度が1,717万7,000円、令和5年度が1,445万6,000円で、3か年の総額は1億4,397万3,000円となっております。

なお、令和3年度年割額のうち、令和3年度の支出済額を除いた残額8,710万6,000円を当該年度内に支出が終わらなかった経費として、令和4年度に逓次繰越して使用しております。

また、令和4年度年割額及び前年度逓次繰越額のうち、令和4年度の支出済額を除いた4,432万9,100円を当該年度内に支出が終わらなかった経費として、令和5年度に逓次繰越して使用しております。

これにより、設定期間内の支出総額は1億3,477万3,791円となっており、年割額と支出済額の差（不用額）は919万9,209円となっております。

以上、令和5年度四万十町一般会計継続費精算のご報告とさせていただきます。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告書を終わります。

~~~~~

日程第10、報告第8号健全化判断比率の報告について、日程第11、報告第9号資金不足比率の報告について、以上、報告第8号及び報告第9号の2議案を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第8号健全化判断比率の報告について及び報告第9号資金不足比率の報告について、ご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率について、監査委員の意見を付してご報告するものです。

本年度に算定しました令和5年度決算に基づく健全化判断比率について、一般会計等における実質赤字比率及び全会計等の連結実質赤字比率については赤字がなく、比率は算定されておられません。また、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す実質公債費比率は6.6%、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた将来負担比率は実質的な将来負担額がないため算定されておらず、いずれも早期健全化基準を下回った結果となっております。

また、公営企業会計の資金不足比率については、対象となる三つの会計において、いずれも資金不足はなく、該当はありませんでした。

主要な指標の一つであります実質公債費比率については、過去3か年の平均を用いて算定されますが、令和5年度の単年度比率は普通交付税や臨時財政対策債発行可能額の減少に伴い標準財政規模が減少したことに加え、地方債の元利償還金が増加したため、7.5%となりました。また、3か年平均では前年度から0.6ポイント増加し、6.6%となっております。

なお、現時点では適正な水準にあると言えますが、今後も引き続き町債残高の推移や公債費の動向等を注視しながら、比率の抑制に努めていく必要があると考えております。

また、同じく主要な指標の一つであります将来負担比率については、将来負担額が増加となりましたが、財政調整基金などの充当可能基金も増加となり、将来負担額から控除すべき充当可能財源等が将来負担額を上回る結果となりました。このため、前年度に引き続き、実質的な将来負担額が算定されず、比率も算定されておられません。

以上、ご説明申し上げたとおり、本町における健全化判断比率及び資金不足比率はいずれも早期健全化基準を下回っておりまして、現時点では適正な水準にあるものと判断しております。

なお、今回の算定結果については、本議会の報告後、国・県への報告と併せまして、町

の広報紙やホームページを通じて町民の皆様に公表する予定です。

以上です。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第12、同意第25号農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第25号四万十町農業委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は四万十町農業委員会委員に1名の欠員が生じたため、新たな委員として西川香代美氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

西川氏は、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない中立な立場となる委員でして、JAに勤務された経験もあり、地域農業に詳しく、適任と考え提案するものです。

なお、任期については、任命の日から令和9年8月31日までです。

ご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより同意第25号について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第25号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この表決は起立により行います。

四万十町西ノ川、西川香代美君を任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、西川香代美君の任命について同意することは可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第13、議案第60号四万十町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第60号四万十町税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関係する四万十町税条例の改正の必要が生じたものです。

条例の主な改正内容については、公益信託制度の改革に伴い、所得税法の一部が改正されるため、関連する規定を整備するものです。また、関係法令の改正に伴い、条項の読替えも行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第14、議案第61号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第61号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例につ

いて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降は発行されなくなることから、国民健康保険の被保険者証について規定する条文を改正するものです。

条例の改正内容は国民健康保険法に基づき、罰則について規定しています。第12条について、被保険者証の返還に応じないと規定されている部分を削り、また、関係法令の改正に伴い、条項の読替えを行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第15、議案第62号高知県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第62号高知県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

高知県後期高齢者医療広域連合は、主に75歳以上の高齢者が加入する被保険者の資格管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務、保険事業に関する事務、その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務を処理するため、県内全ての市町村をもって組織している特別地方公共団体です。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行によりまして、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降は

発行されなくなることから、被保険者証について規定している規約の一部を改正することの協議について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第62号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第16、議案第63号令和6年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第63号令和6年度四万十町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、10月から始まる新型コロナワクチン定期接種や、南海トラフ地震に備え、住宅の耐震化などに取り組むとともに、国・県の補助決定等に伴う事業内容の追加や見直しのほか、各施設の維持修繕といった当初予算編成後に生じた重要かつ緊急性の高い事業などに伴う予算措置となっております。

それでは、歳出予算の主な内容について、順にご説明申し上げます。

まず、一般職員の人件費ですが、4月の人事異動に基づく会計間移動、昨年度末までの退職、本年度の採用及び休職の実績等を各費目に反映し、給料で2,883万円の減額、職員手当及び共済費で54万円の減額、合わせて2,937万円の減額補正となっております。

また、各特別会計への繰出金についても人事異動に基づく会計間移動等、それぞれ見直しを行っております。

続きまして、歳出の予算科目順にご説明申し上げます。

まず、2款総務費ですが、財産管理費では旧役場本庁舎跡地の敷地入り口に位置する用

地の舗装工事として茂串町町有地整備工事費1,379万4,000円を計上したほか、十川中学校前の県道改良工事に伴う補償金を財源に、後年度に発生する防球フェンス等の復元費用に充てるための積立てを行うなど、施設等整備基金積立金2,294万2,000円を追加計上しております。

企画費では近年減少傾向にある、ふるさと支援寄附金について、今後も一定の寄附額を確保するため、ポータルサイト内の改善や広告運用代行業務を外部委託する費用として、ふるさと納税プロモーション支援サービス業務委託料1,408万円を計上するなど、総務費全体で479万9,000円の追加計上となっております。

次に、3款民生費です。令和5年度の実績により国・県の返還金を計上したほか、障害福祉費では給付対象者の増などにより、自立支援医療給付費1,400万円を追加計上しております。

児童措置費では、国の交付金における私立保育所の保育所運営費の公定価格単価の見直し等により、運営費補助金1,582万4,000円を減額する一方、運営費委託料3,144万2,000円を追加計上するなど、民生費全体で4,752万5,000円の追加計上となっております。

次に、4款衛生費です。予防費では、新型コロナウイルスに係るワクチン接種について、予防接種法においてB類疾病に位置付けられたことに伴いまして、10月より定期接種を行うための費用として4,441万8,000円を計上するなど、衛生費全体で936万8,000円の追加計上となっております。

次に、6款農林水産業費です。農業振興費ではカンショの作付面積の拡大及び販路の拡大を支援するため、加工品製造機の導入費用の補助として、こうち農業確立総合支援事業補助金736万8,000円を追加計上しております。

水産業振興費では、町債を財源として実施予定であった志和漁港しゅんせつ事業において一部の区域が町債の対象とならなかったことに伴い、事業内容を再検討することとしたため、工事費を1,294万7,000円減額する一方、大型定置網漁業経営体の漁網導入費用の補助として水産業成長産業化沿岸地域創出事業補助金660万円を計上するなど、農林水産業費全体で716万2,000円の追加計上となっております。

次に、7款商工費です。観光費では、平成22年度に整備した興津坂展望台において転落防止柵が老朽化しており、早急に対応する必要があることから、改修工事費601万7,000円を計上したほか、松葉川温泉において老朽化に伴い雨漏りが発生している状況であることから、対応するための費用として1,237万5,000円を追加計上しております。

そのほか、岩本寺から黒潮町へ続く遍路道において道中にトイレがなく、徒歩で巡礼する方にとって不便な状況となっていることから、峰ノ上地区に循環式水洗トイレを設置する費用として1,085万7,000円を計上するなど、商工費全体で2,634万7,000円の追加計上となっております。

次に、8款土木費です。道路新設改良費において、国の交付金の決定や工事の進捗状況に伴い、3億8,065万円を減額するなど、土木費全体で3億7,030万9,000円の減額補正となっております。

次に、9款消防費です。防災費では、木造住宅耐震改修工事補助金において、県補助制度の見直しに合わせ、補助上限額を引き上げて実施するほか、南海トラフ地震への対応として、直近の補助金申請の状況を鑑みて、3,096万円の追加計上をするなど、消防費全体で4,434万6,000円の追加計上となっております。

次に、教育費です。中学校の学校管理費では十川中学校前の県道改良工事に伴い、グラウンドの一部を仮設道や資材置場として使用する予定のため、防球フェンス等の支障となる物件を撤去するための工事費409万2,000円を計上したほか、学校給食費では給食センターの設備の老朽化に伴う修繕料170万5,000円や、厨房用機器などの購入費用として179万1,000円を計上するなど、教育費全体で561万2,000円の追加計上となっております。

以上、歳出については、ただいまご説明申し上げたとおりですが、歳入としましては、町税の町民税では個人町民税現年課税分において定額減税の実施に伴う減収額を精査した結果、910万円の増収見込みとなったほか、固定資産税では構築物、機械及び装置等の導入による償却資産の増加により、固定資産税現年課税分で1,800万円の増収見込みとなるなど、町税全体で2,610万円の追加計上となっております。

また、町税以外では内示決定等により国・県支出金及び町債等の補正をはじめ、前年度からの繰越金1億9,159万8,000円を追加計上したほか、一定の財源が確保できたことから、ふるさと支援基金繰入金2億3,970万9,000円を減額しております。

次に、7月に決定となりました普通交付税です。決定額は63億3,906万円で、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税は63億5,586万円となり、前年度の最終決定額と比較して3,890万2,000円、0.6%の減少となっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ2億2,800万円の減額補正となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ195億3,000万円となっております。

次に、債務負担行為補正です。

四万十市新食肉センター整備費負担金については、県内の畜産振興において重要な役割を担う施設の建設費を県及び本町を含む 8 市町村で、令和10年度にかけて負担するもので、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、及び限度額について、第 2 表に記載のとおり定めるものです。

最後に、地方債の補正ですが、事業内容の見直し等に伴い、各事業債の変更について、第 3 表に記載のとおり、限度額の変更を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第63号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第17、議案第64号令和 6 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第18、議案第65号令和 6 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 1 号）、日程第19、議案第66号令和 6 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 1 号）、日程第20、議案第67号令和 6 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 1 号）、以上、議案第64号から議案第67号までの 4 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第64号から議案第67号までの各特別会計予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第64号令和 6 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてです。

今回の補正内容としまして、診療報酬等が前年度と比較して減額が見込まれるほか、定例的事項であります職員の人事異動等に伴う会計間の人件費の調整及び前年度決算に伴う

繰越額の確定などによる予算措置となっております。

まず、歳出では、職員の異動等により総務費で119万7,000円、諸支出金で実績額の確定による過年度分返還金35万6,000円及び予備費で715万7,000円をそれぞれ追加計上する一方、診療報酬等の減額見込みにより保険給付費で860万円、保健事業費で11万円をそれぞれ減額しております。

次に、歳入では、前年度決算額の確定により繰越金で743万2,000円、繰入金で99万1,000円を追加したほか、マイナンバーの下4桁を加入者に通知するための送付費用が補助対象となったため、国庫支出金で68万4,000円をそれぞれ追加計上する一方、診療報酬等の減額見込みなどにより、県支出金で840万2,000円、国民健康保険税で70万円、諸収入で4,000円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出ともに増減はなく、累計予算総額は21億8,340万円となっております。

なお、この補正予算案については、四万十町国民健康保険運営協議会から適当である旨の答申を頂いております。

続きまして、議案第65号令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容としまして、歳出については、修繕料で25万6,000円を増額する一方、職員の異動等により人件費で1,165万4,000円を減額するなど、総務費で1,140万6,000円を減額しております。

次に、歳入では諸収入で人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金300万円を計上する一方、繰入金で1,617万4,000円を減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,310万円の減額補正となり、累計予算総額は4億560万円となっております。

続きまして、議案第66号令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容としまして、歳入については、土地鑑定評価委託料で39万7,000円を増額する一方、職員の異動等により人件費で300万7,000円を減額するなど、総務費で259万4,000円を減額しております。

次に、歳入では町債で70万円を追加計算する一方、繰入金で326万円、県補助金で64万円をそれぞれ減額しております。これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記

載のとおり、歳入歳出それぞれ320万円の減額補正となり、累計予算総額は1億550万円となっております。

また、地方債の補正については、第2表に記載のとおり限度額の変更を行うものです。

最後に、議案第67号令和6年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）、についてです。

今回の補正内容としまして、歳出については、総務費で職員の人件費236万6,000円、医業費で医薬材料費3万4,000円をそれぞれ減額し、歳入では繰入金で240万円を減額しております。これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ240万円の減額補正となり、累計予算総額は630万円となっております。

以上4件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号から議案第67号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号から議案第67号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第21、議案第68号令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、日程第22、議案第69号令和6年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第68号及び議案第69号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第68号及び議案第69号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第68号令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容としまして、定例的事項であります職員の人事異動等に伴う人件費の調整、前年度決算に伴う繰越額等の確定などによる予算措置となっております。

まず歳出では、総務費で119万4,000円を減額する一方、広域連合納付金で119万4,000円を追加計上しております。

次に、歳入では、繰入金で119万4,000円、繰越金で33万2,000円をそれぞれ減額する一方、保険料で152万6,000円を追加計上しております。これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出の増減はなく、累計予算総額は3億5,650万円となっております。

続きまして、議案第69号令和6年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容としまして、歳出については、諸支出金において、令和5年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績に伴い、国・県及び社会保険診療報酬支払基金への償還金を計上し、総務費において職員の減少による人件費を減額しております。

歳入については、令和5年度からの繰越金のほか、所要の予算措置を講じております。これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ9,700万円の追加補正となり、累計予算総額は28億1,300万円となっております。

以上、2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第68号及び議案第69号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号及び議案第69号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第23、議案第70号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）、日程第24、議案第71号令和6年度四万十町特別養護老

人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第１号）、以上、議案第70号及び議案第71号の２議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第70号及び議案第71号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第70号令和６年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第１号）についてです。

今回の補正内容としまして、歳出については、総務費で旅費等の精査により16万2,000円、サービス事業費で職員の異動等により人件費で643万8,000円をそれぞれ減額しております。

なお、歳入については、一般会計からの繰入金で659万9,000円、サービス収入で1,000円をそれぞれ減額しております。

これにより今回の補正は、第１表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ660万円の減額補正となり、累計予算総額は３億9,650万円となっております。

続きまして、議案第71号令和６年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第１号）についてです。

今回の補正内容としまして、歳出については、職員の異動等により、サービス事業費で1,150万円を減額しております。

なお、歳入については、一般会計からの繰入金で1,149万8,000円、サービス収入で2,000円をそれぞれ減額しております。

これによりまして、今回の補正は第１表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,150万円の減額補正となり、累計予算総額は２億8,030万円となっております。

以上２件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第70号及び議案第71号の２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号及び議案第71号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第25、議案第72号令和6年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第26、議案第73号令和6年度四万十町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上、議案第72号及び議案第73号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第72号の水道事業会計予算及び議案第73号の下水道事業会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第72号令和6年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容としまして、収益的収入の事業収益において、一般会計からの繰入金の見直しにより、他会計補助金6万8,000円を減額しております。これにより事業収益は累計で5億8,277万5,000円となっております。

また、収益的支出の事業費用において、人件費の見直しにより69万6,000円を減額しております。これにより事業費用は累計で5億7,201万1,000円となっております。

次に、資本的収入において、建設改良工事に伴う企業債の借入額980万円を増額しております。これにより資本的収入は累計で1億6,711万3,000円となっております。

また、資本的支出の建設改良費において、水道事業の変更認可設計、耐震化更新計画策定等に伴う設計委託料及び機械設備の改修工事を行うため、2,925万6,000円を増額しております。これにより資本的支出は累計で4億2,219万4,000円となっております。

続きまして、議案第73号令和6年度四万十町下水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容としましては、収益的支出の事業費用において、下水道施設の修繕料として処理場費224万2,000円を増額しております。

また、総係費では人件費の見直しにより104万2,000円を減額しており、これにより収益的支出の事業費用は累計で8,599万9,000円となっております。

次に、資本的支出の建設改良費において、施設老朽化に伴う改修工事を行うため、

338万8,000円を増額しており、これに伴う資金的収入として企業債の借入額330万円を増額しております。

以上2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第72号及び議案第73号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号及び議案第73号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第27、議案第74号令和5年度四万十町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第74号令和5年度四万十町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、令和5年度四万十町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

内容としましては、令和5年度四万十町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金2億5,425万9,996円のうち、当年度純利益相当額の1,000万円を将来の建設改良工事等を行うための財源に充てる目的で建設改良積立金に積み立てし、残額2億4,425万9,996円を翌年度に繰り越し、水道事業の運営資金とするものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第74号について、質疑・討論・採決は議案の精査・

研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第28、認定第1号令和5年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 認定第1号令和5年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げたいと思います。

令和5年度の各会計決算について、水道事業会計を除く11の会計を単純合算した決算総額は、歳入が253億2,087万円、歳出が246億4,336万円となり、前年度より歳入で9億8,609万円、3.7%、歳出で7億4,130万円、2.9%それぞれ減少しております。

それでは、一般会計から順にご説明申し上げます。

決算額は歳入総額が189億3,495万円、歳出総額は183億8,995万円で、歳入歳出差引き額は5億4,500万円となり、翌年度に繰り越すべき財源1億4,140万円を控除した実質収支額は4億360万円の黒字となっております。

また、実質収支額のうち2億200万円を歳計剰余金処分として財政調整基金に積立てを行い、残額2億160万円が翌年度への繰越額となっております。

前年度と比較して、歳入では県支出金や諸収入が増となったものの、繰入金や寄附金などが減となり、総額7億3,171万円、3.7%、歳出では普通建設事業費や扶助費で増となったものの補助費等や積立金が減となり、総額5億177万円、2.7%それぞれ減少となっております。

また、町の預金に当たる積立金残額は、財政調整基金や過疎地域持続的発展特別事業基金の増により2億9,918万円増加し、町の借金に当たる町債残高は借入額を償還額が上回ったため、3,403万円の減少となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計です。決算額は、歳入総額は21億6,025万円、歳出総額は21億4,282万円で、歳入歳出差引き額は1,743万円の黒字となり、前年度より歳入は1億1,435万円、5.0%、歳出は1億1,256万円、5.0%それぞれ減少しております。

次に、国民健康保険大正診療所特別会計です。決算額は、歳入総額が4億409万円、歳出総額が4億408万円で、歳入歳出差引き額は1万円の黒字となり、前年度より歳入は1億4,103万円、25.9%、歳出は1億4,088万円、25.9%の減少となっております。

次に、国民健康保険十和診療所特別会計です。決算額は歳入歳出ともに総額1億305万円となっており、前年度より歳入歳出ともに846万円、8.9%の増加となっております。

次に、大道へき地診療所特別会計です。決算額は歳入歳出ともに総額831万円となっており、前年度より歳入歳出ともに16万円、1.9%の増加となっております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計です。決算額は、歳入総額が3億3,699万円、歳出総額が3億3,613万円で、歳入歳出差引き額は86万円の黒字となり、前年度より歳入は25万円、0.1%の減少、歳出は9万円の増加となっております。

次に、介護保険事業特別会計です。決算額は、歳入総額が26億6,395万円、歳出総額は25億5,760万円で、歳入歳出差引き額は1億635万円の黒字となり、前年度より歳入は3,343万円、1.2%、歳出は1,311万円、0.5%それぞれ減少しております。

次に、特別養護老人ホーム窪川荘特別会計です。決算額は歳入歳出ともに総額3億5,045万円となっており、前年度より歳入は633万円、1.8%、歳出は642万円、1.9%の増加となっております。

次に、特別養護老人ホーム四万十荘特別会計です。決算額は歳入歳出ともに総額2億6,485万円となっており、前年度より歳入歳出ともに974万円、3.8%の増加となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計です。決算額は、歳入総額が3,465万円、歳出総額は3,007万円で、歳入歳出差引き額は458万円の黒字となり、前年度より歳入は661万円、23.6%、歳出は203万円、7.3%それぞれ増加しております。

なお、令和6年3月31日をもって打切り決算を行い、特別会計を廃止するとともに、打切り時点での歳入歳出を差し引いた残額及び未収金並びに未払い金については、令和6年度から地方公営企業法が適用された下水道事業会計へ引き継がれております。

次に、下水道事業特別会計です。決算額は、歳入総額が5,933万円、歳出総額は5,605万円で、歳入歳出差引き額は328万円の黒字となり、前年度より歳入は339万円、6.1%、歳出は11万円、0.2%それぞれ増加しております。

なお、本特別会計においても、先ほどご説明申し上げました農業集落排水事業特別会計同様に打切り決算を行い、特別会計を廃止し、下水道事業会計へ引き継いでおります。

最後に水道事業会計です。損益勘定では収益的収入決算額 5 億 3,320 万円、収益的支出決算額 5 億 2,227 万円で、純利益は税抜で 1,093 万円となっております。

また、資本勘定では、資本的収入決算額 1 億 6,007 万円、資本的支出決算額 4 億 1,008 万円、収入支出差引きで 2 億 5,001 万円の不足を生じることとなりましたので、その措置として、過年度分損益勘定留保資金等、所定の財源をもって補填しております。

以上が一般会計及び特別会計の決算概要となりますが、5 年度においても私の公約並びに地方創生総合戦略に基づきまして、若者定住、移住促進であるとか人材育成、子育て支援、産業、福祉、教育施策など、積極的なまちづくりを進めてまいったところです。

その結果、住民生活の向上と地域経済の発展に一定の成果があったものと確信しておりまして、これもひとえに議員の皆様方をはじめ、町民各位のご理解とご協力の賜物であり、深く感謝を申し上げる次第です。

今後も引き続き、行財政の効率化と健全財政を維持しつつ、本町が目指すまちづくりに向けて職員一丸となって取り組んでまいります。

なお、各会計の決算の詳細については、別冊でお配りしております歳入歳出決算書及び主要な施策の成果説明書をご参照いただきたいと思います。

以上、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して、関係書類を提出しておりますので、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第 1 号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 29、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第 95 条の規定により所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時40分 散会